平成２２年（フ）第４９２号
盛岡市東黒石野１丁目16番１号
債務者　前田　榮子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５００号
岩手県宮古市南町２番７号
債務者　吉田　雄二
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５０１号
岩手県宮古市南町２番７号
債務者　吉田万佐子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３９号
盛岡市厨川２丁目19番12―503号
債務者　齋藤　幸恵
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５８４号
盛岡市前九年３丁目１番７号　第２いずみ荘201号
債務者　香川　勝男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５８９号
盛岡市東緑が丘23番21号
債務者　松尾　末藏
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９８号
福島県いわき市平字童子町１番地の10
債務者　丹野　利男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０６号
福島県いわき市内郷御厩町１丁目48番地
債務者　関根　栄子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２１０号
福島県いわき市常磐関船町古宿91番地の１　Ｇｒａｎｄ・ｃｈｄｒｉｏｔ・Ｂ―Ⅱ、前住所茨城県北茨城市関南町神岡上619番地４　神岡市営住宅８棟303号
債務者　後藤　昭彦
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６号
長野県飯田市松尾常盤台107番地　市営住宅Ｈ―302号
債務者　中畑　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第３６６号
愛知県一宮市三条字郷内西21番地１　サンハイム伊藤Ｃ棟105号
債務者　中村　朗子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３９１号
愛知県岩倉市五条町大下1560番地１　曽野団地６棟407号
債務者　和田　勇一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４００号
愛知県一宮市多加木４丁目20番10号　向陽ハイツ103号
債務者　三宅　智之
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７０号
京都府宮津市字由良3379番地
債務者　上田　忠己
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第６１２号
大阪府泉佐野市長滝1108番地の１―702、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目13番８―21号
債務者　川岸　正和
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
大阪府泉佐野市鶴原965番地の６
債務者　井上　裕義
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
大阪府泉大津市池浦町１丁目22番21号
債務者　堀　　和弘
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係